

納税者を守る税理士になるための

租税法の連続基礎講座

東京青年税理士連盟
会 長 高橋 千亜紀
研究部長 高橋 紀充

税理士は税法に関する専門家であるので、納税者の代理人として税務訴訟も視野に入れて業務を行わなければなりません。また、税理士は税務訴訟において補佐人として法廷に立ち、陳述をすることもできます。

では、「自分は税法に関する専門家ですから、出廷し陳述することができます。」と、自信をもって言えますか？ また、税務調査の際、調査官は何をすることができ、何をすることができないのか、答えることができますか？

わたしたちが「税理士」という職業専門家として、自信を持って納税者の代理人となりうるためには、税理士試験の勉強では一切教わらない、「租税法の基礎理論」を学ぶ必要があります。

そこで、東京青年税理士連盟では、憲法論からの税法学体系書である『税法学原論第7版』（北野弘久先生著）をテキストにして、著者から直接指導を受けた日本大学教授で実務家としてもご活躍の阿部徳幸先生を講師にお招きし、租税法の連続基礎講座を開催いたします。新合格者の方のご参加を心よりお待ちしております。

日 時	第1回:4月 2日(火)「租税法律(条例)主義と税理士」 第2回:4月 9日(火)「実質課税の原則・応能負担原則と税理士」 第3回:4月16日(火)「税務争訟の法理と税理士」 第4回:4月23日(火)「質問検査権と税理士」 時間はいずれも18:30～20:30
会 場	東京税理士会館会議室
講 師	日本大学教授・税理士 (元東京青年税理士連盟会長) 阿 部 徳 幸 先生
参加費	500円(新合格者は無料)

***** 会場にて書籍の販売も行います *****

北野弘久 著「税法学原論〔第7版〕」勁草書房 ほか

第 1 回 租税法律主義と税理士・租税条例主義と税理士

- 税法とは義務を定めたものなののでしょうか。それとも権利を定めたものなののでしょうか。
- 租税法解釈の原則とはいったい何なののでしょうか。
- 「節税」と「租税回避」と「脱税」の違いはどこにあるのでしょうか。
- 各地方自治体が打ち出している新税導入の法的根拠とは、いったいどこにあるのでしょうか。

第 2 回 実質課税の原則・応能負担原則と税理士

- 税務調査の現場においてしばしば登場する「税務認定」。この「税務認定」というものはいったいどういうものなののでしょうか。
- しばしば耳にする「実質課税の原則」や「応能負担原則」とは何なののでしょうか。

第 3 回 税務争訟の法理と税理士

- 不服申立ての納税者敗訴率は90%以上、税務訴訟では納税者はほとんど敗訴です。なぜこれほど納税者は負けるのでしょうか。そしてほんとにこれほど納税者が負けているのでしょうか。
- 不服申立てや訴訟に関する「仕組み」にも問題があるのではないのでしょうか。
- 税理士法改正により、税理士の業務に加わった出廷陳述権。本来あるべき税理士の姿というものは、21世紀の税理士像とは、どういう姿なののでしょうか。

第 4 回 質問検査権と税理士

- われわれが一番興味深い「税務調査」。この「税務調査」というものを学問的にはどのように捉えるべきなののでしょうか。「税務調査」の本質を憲法論・法律論の面から検討しましょう。

今年度は、レジュメを一新して講義する予定です。
すでにこの基礎講座を受講された会員の方も
再びのご参加をお待ちしております。

講師：阿部徳幸より